

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第2回所沢市上下水道事業運営審議会	
開 催 日 時	令和3年10月19日(火) 午前10時00分から午前11時55分まで	
開 催 場 所	上下水道局庁舎3階 大会議室	
出 席 者 の 氏 名	大島 良夫、越阪部 眞、小野寺 貴郎、柿木 薫、金子 修三、 北野 大、高橋 廣成、長谷川 麻衣、本田 静香、吉田 しずえ (50音順)	
欠 席 者 の 氏 名		
説 明 者 の 職 ・ 氏 名		
議 題	(1) 北秋津・上安松及び若松町地区の受益者負担金に係る単位負担金額の設定について (2) 令和2年度所沢市上下水道局施策事業の進捗状況について (3) その他	
会 議 資 料	令和3年度 第2回所沢市上下水道事業運営審議会次第 令和3年度 所沢市上下水道事業運営審議会委員名簿 令和3年度 第2回所沢市上下水道事業運営審議会会場図 資料2-1 北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業における整備方針について 資料2-2 北秋津・上安松及び若松町地区の下水道事業受益者負担に関する単位負担金額(案)について 資料2-3 所沢市上下水道局施策事業の進捗状況について 第1回会議時配布資料の修正に関する資料 質問・意見書 上下水道局広報紙「ところざわ水物語」令和3年度秋号 所沢市水道事業経営計画 所沢市下水道事業経営計画	
担 当 部 課 名	上下水道局長	北田 裕司
	上下水道局次長	磯 稔
	上下水道局水道建設担当参事	松山 幹明
	上下水道局下水道整備担当参事	根岸 清
	上下水道局総務課長	山下 哲
	上下水道局経営課長	田島 幸雄
	上下水道局窓口サービス課長	細田 和彦
	上下水道局給水管理課長	村田 孝之
	上下水道局下水道維持課長	岩崎 幸司
	上下水道局下水道整備課主査	井上 直樹
	上下水道局下水道整備課主査	田村 真一

	上下水道局下水道整備課技師	杉山 捷
	上下水道局下水道維持課副主幹 (事務局)	粕谷 憲之
	上下水道局経営課主幹	細淵 健
	上下水道局経営課主査	宮坂 利幸
	上下水道局経営課主任	西久保 彩香
	上下水道局経営課主事	辻岡 友梨子
	電話 04(2921)1087	

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
会長	<p>1. 開会（事務局により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶（北野会長） ・会議資料の確認 ・出席状況の確認、会議の成立の報告 <p>2. 議事の手続き（北野会長により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴希望者の確認（希望者なし） <p>3. 議事（北野会長により進行）</p> <p>（1）北秋津・上安松及び若松町地区の受益者負担金に係る単位負担金額の設定について</p> <p>議事（1）について説明していただきたい。</p>
下水道整備担当参事	<p>※第1回審議会時の資料1-1の訂正箇所について説明、当該資料の差し替え。その後、資料2-1に基づき、北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業の概要とその事業費、整備方針、整備計画区域等について説明。</p> <p>（以下、質疑応答）</p>
委員	<p>新設管の布設と個人管の布設替では、どちらがよりコストがかかるのか。</p>
下水道整備担当参事	<p>通常は、撤去費用がかかる分、布設替の方が新設よりも高くなる。</p>
委員	<p>布設替の方がどの程度高くなるのか。だいたい構わない。</p>
下水道整備担当参事	<p>布設替の場合は既設の下水道管やマンホールが支障になるので、その処分費用が加算される。何パーセント程度となるのか確認を行う。</p>
委員	<p>事業費が約6億円と算出されているが、この算出はどのように行ったのか。例えば、これまでの工事費用を基に算出した、または建設コンサルタントに算出を委託した等が考えられるが、具体的に教えてほしい。</p>

下水道整備担当参事	現在使用している積算システムを用いて、令和3年度の建設単価を用いて算出した。
委員	施工業者の決定方法は、1者随意契約か、相見積もりにより比較考量したうえで決定するのか。
下水道整備担当参事	発注方法は、市内業者を対象とした制限付一般競争入札とする予定である。また、全体を一括して発注することは考えていない。
委員	年度を分割して発注するという事か。
下水道整備担当参事	5年計画で動いており、新設管を先に布設し、その後布設替について順次発注していく予定である。
委員	5年計画で整備するとのことだが、国費は入るのか。
下水道整備担当参事	流量等の要件が国庫補助金の適用外となるので、市単独の工事となる。
委員	個人管の布設替については、個人管が寄付されることが前提になっているが、個人管の寄付を拒む方はいるのか。
下水道整備担当参事	個人管を所有している場合、管が壊れた場合は個人負担で修繕することになるが、市に寄付していただければ、今後は市の負担で修繕することになるので、個人管の寄付の方が得策であると説明する予定である。
委員	寄付に関する交渉はこれから始まるのか。
下水道整備担当参事	本審議会で負担金額の答申を受け、その後、単位負担金額について議会の議決を経た後に、該当地区の市民の方々に受益者負担金の説明会を行う予定である。そのような場で個人管の寄付についてお話ししたい。
委員	前回の審議会では、寄付というよりは、減価償却後の現在価格で市が買い取るという説明だったように記憶している。
下水道整備担当参事	個人管の扱いについては、減価償却後の残存価格を算定し、その算定額を受益者負担金から減免する形となる。
委員	「寄付」というと、全部ただで渡してしまうというイメージだが、実質的には市による買い取りで、差額を5年間で負担するという事はわかっ

	<p>た。ただ、「寄付」という言葉は誤解を招くかもしれない。</p>
下水道整備担当参事	<p>先程、大島委員から質問を受けた「布設替がどの程度高くなるのか」の質問について回答する。布設替の工事費は、新設に比べると約1.5倍高くなる。</p>
	<p>(質疑応答はここまで)</p>
会長	<p>議事(1)について、続けて説明していただきたい。</p>
下水道維持課長	<p>※資料2-2に基づき、北秋津・上安松及び若松町地区の下水道事業受益者負担に関する単位負担金額(案)とその算出根拠、納付方法、徴収猶予・減免制度等について説明。</p>
	<p>(以下、質疑応答)</p>
委員	<p>資料1ページに参考として示された平成11年告示の「第4期市街化区域下水道整備事業」の対象区域はどこか。また、計画年数は何年か。</p>
下水道維持課副主幹	<p>計画年数は平成11年度から平成15年度までの5年間で、対象区域は市街化区域の中でも市の中心部から見て一番外側の区域、具体的には山口、上山口、西狭山ヶ丘、和ヶ原などの市街化調整区域に近い区域である。</p>
委員	<p>資料3ページの徴収猶予と減免の制度について、生活困窮者等が猶予の対象となっているが、これは払わなくていいということか。</p>
下水道維持課副主幹	<p>猶予は減免とは異なるため、例えば、無収入を理由に猶予していても、相続や売買により所有者が変わった場合や、収入が入るようになり納付可能になった場合はお支払いいただく。無収入の状況が変わらない場合は、延滞による利子などを付けることなく、待てるだけ待つ。</p>
委員	<p>申請に基づく猶予・減免だと、この制度を知らない方は支払いに苦しむことになるので、払ってくださいという旨の書類を送る際にこの制度に関する書類を同封するなどして申請していただくということではないか。</p>
下水道維持課副主幹	<p>そのような方に対しては、ときどき訪問して生活状況を確認したり、下水道に接続したいという届出があった場合は納付状況を確認して、状況に応じて対応しているところである。</p>
委員	<p>猶予の申請をした場合は納付が遅れることになるが、それにより延滞金</p>

<p>下水道維持課副主幹</p>	<p>は発生するのか。また、それとは逆に一括で納付した場合に優遇されることはあるのか。</p> <p>延滞金は発生しない。一括納付の場合は、「一括納付報奨金」を導入している自治体もあるが、所沢市では導入していないので、一括納付でも分割納付でも納めていただく金額は変わらない。</p>
<p>委員</p>	<p>これまでの下水道整備区域においても、受益者負担金の納付期間は5年間だったのか。10年、20年と長い期間納付するような事例はあったのか。もう1点、宅地以外でかなりの面積を有している場合は5年間で納めることが厳しいという事例が過去にあったと思うが、個別の交渉等の結果最大何年まで分割した事例があるか。</p>
<p>下水道維持課副主幹</p>	<p>前回配布した「資料1-2」の3ページに過去の受益者負担金の一覧を掲載しているが、このうち昭和57年度に設定した流域第1負担区以降については全て5年間の計画で行っており、その5年間に分割して納めていただいている。また、受益者負担に関する条例においても、受益者負担金は5年に分割して徴収する旨の規定がある。ただし、納付計画書により最大10年かけて納付していただいた事例がある。</p>
<p>委員</p>	<p>16.4%という負担率については、資料1ページに参考として示された平成11年告示の「第4期市街化区域下水道整備事業」においても同様であったこともあり、負担の公平性の観点からも納得できるが、この負担率は、他市と比べてどうなのか。市民が納得できる根拠はあるのか。</p>
<p>下水道維持課副主幹</p>	<p>昭和の時代に、国から各自治体に対し、20%～33%の負担率を採用しなさいという提言があったが、この提言に従って今でも20%～33%の負担率を採用している自治体が多くある。</p> <p>所沢市においては、昭和の時代では40%の負担率を採用している時期があったが、バブル景気により工事単価が上がるなどして事業費がかさむようになり、負担率40%のままでは住民の負担が大きくなりすぎると判断し、平成元年度からの第3期事業の検証により負担の方法を見直すこととした。その後、平成11年度からの第4期事業を行うにあたり第3期事業の負担率を確認したところ16.4%であったので、第4期事業においてもこの負担率を採用したという経緯がある。</p> <p>今回の整備事業も、第3期・第4期と同様に市街化区域が対象であるので、市街化区域の方々と公平性を図るという意味で、当時の負担率を採用したものである。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の事業では単位負担金額が1平米あたり900円、前回平成11年</p>

<p>下水道整備担当参事</p>	<p>からの事業では700円となっているが、この差はどこから生じたのか。</p> <p>単位負担金額は工事費から算出するので、物価が単位負担金額に影響する。当時と現在の労働賃金単価について単純に比較すると、現在は当時の1.26倍になっている。一方、900円は700円の約1.29倍であり、このことから、物価の上昇によるものと思われる。</p> <p>(質疑応答はここまで)</p>
<p>副会長</p>	<p>負担率の妥当性が今回の一番のポイントだと思う。前回の事業から今回の事業開始までに約25年経過しており経済環境の差異はあるが、最近の選挙戦において、実質賃金は25年間上昇していないというような議論もある。そのようなことを考えると16.4%という負担率が妥当なんだということを発信していく必要があるのではないか。この負担率が妥当なのだということを対象区域の方に申し入れれば、公平性という観点により着地できるのではないか。</p>
<p>会長</p>	<p>公平性という観点が示されたが、なぜ16.4%なのかという理論づけは難しい。どの程度ご負担いただくのが望ましいかというところから逆算した結果16.4%という負担率が割り出されたという側面もあるのではないかと。16.4%という数字の根拠はともかく、前回と同じ負担率とするという公平性、700円から900円への上昇は物価上昇により説明できること、これらにより同じような負担感になるという説明があった。</p> <p>私の提案としては、地域の代表として参加されている方もいらっしゃるし、ここで決定せずにいったん皆さんに持ち帰っていただいて、事務局からの説明についてご自身で再考したり、地域の方の意見を聞いたりする時間を設け、また次回に改めて議論したいと思うが、いかがか。</p>
<p>委員</p>	<p>そのような提案をいただき大変安心している。受益者負担金を5年の分割で払うこと自体を知らない方もいらっしゃる。単位負担金額の妥当性についての説明は受けたが、地域の方の意見も聞いてみたい。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局もそれでよろしいか。</p>
<p>上下水道局長</p>	<p>今回、地区の代表の方に臨時委員として参加していただいていることもあり、我々としても十分に議論してから決定したいという思いもあるので、会長のおっしゃる通り、皆様にいったん持ち帰っていただいて、何かご意見やご質問があれば事務局にお寄せいただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の会議終了後に質問や意見が生じた場合の取扱いは。</p>

経営課長	本日配付した「質問・意見書」に必要事項を記入のうえ、10月29日（金）までにご提出いただきたい。次回会議までに回答する。
会長	議事（1）の審議は、本日はここまでとするがよろしいか。
各委員	（異議なし）
会長	続いて議事（2）の審議に移るが、臨時委員のお二人は本件の審議には参加できないが、傍聴は可能である。傍聴されるか、それとも退席されるか。
委員	退席する。
委員	次の予定があるので、それまで傍聴する。 （委員1名が退席、委員1名が傍聴席へ移動、会長が傍聴要領を説明） （2）令和2年度所沢市上下水道局施策事業の進捗状況について
会長	議事（2）について説明していただきたい。
経営課長	※本件審議の趣旨、水道事業経営計画及び下水道事業経営計画における本件審議の位置づけ、水道事業の審議対象事業（出前教室実施事業、口座振替推進事業、水道管整備事業、浄水場整備事業）の進捗状況について、資料2-3の表紙及び1～4ページに基づき説明。 （以下、質疑応答）
委員	口座振替による収納の率が上がらない原因は何か。
窓口サービス課長	使用開始から比較的短い期間で引っ越し等により精算に至るケースが多く、このため、口座振替手続きに至らなかったり、口座振替が解約されてしまうということが要因の一つと考えている。
委員	口座振替にしてみなくても、料金は変わらないのか。手数料分だけ安くなるような制度はないのか。
窓口サービス課長	現在は、口座振替を対象とした割引はしていない。

委員	口座振替にかかる手数料は、市と契約者のどちらが負担しているのか。
委員	市が負担しているはず。
委員	口座振替にすると確実に料金をいただけるということか。
委員	家計口座を登録口座とした場合、そこには給与が振り込まれるので、延滞もなく確実に収納できる。また、様々な収納方法がある中で、口座振替にかかる手数料が最も安い。
上下水道局次長	補足説明する。口座振替にかかる手数料は1件10円だが、コンビニ収納にかかる手数料は1件50円である。したがって、経費を削減するためにも口座振替を推進したいところである。
委員	口座振替を申し込んだ際の抽選景品が紙パックの水とのことだが、魅力を感じない。口座振替にしていない契約者の年齢層がわからないが、モノがもらえるよりも、1箇月でも料金が安くなる方が魅力的に感じるのでは。
窓口サービス課長	<p>貴重な意見をいただき、お礼申し上げます。</p> <p>新たな取り組みについて報告したい。令和2年1月から6月までの新規契約者のうち納付書払いの方約3,700人に対して、口座振替の申込用紙と返信用封筒を個別に送付したところ、前年度の同時期8月18日～9月30日の申込件数で比較すると、令和元年度の895件に対し、令和2年度は674件増加して1,569件となった。</p> <p>この1,569件のうち個別通知の返信によるものは696件であったので、個別通知分が増加分に相当しているといえる。こちらから申込用紙を送付することで契約者の手間が省けたことによるものと考えている。引き続き、口座振替による収納率が上がるよう検討してまいりたい。</p>
委員	前回会議の話になるが、土地区画整理事業を始めるには土地区画整理組合の成立が必要で、そのためには3分の2以上の同意が必要とお聞きしたが、3分の2以上の同意がない場合にはどのように進められるのか。
委員	<p>土地区画整理事業には、市が施行するものと、地権者が土地区画整理組合を立ち上げて行うものがあるが、今回の対象区域の土地区画整理事業は組合施行である。</p> <p>3分の2以上の同意が得られない場合は、事業主体である組合が成立しないことになるので、土地区画整理そのものがないことになる。</p>

委員	<p>同意が得られない場合は虫食いの区画整理をするなどという話があったように記憶しているが。</p>
委員	<p>区画整理をする場合には、組合等の事業主体が一時的に土地の権利を制限しながら事業を進めることになるが、既に民間の事業者が整備した住宅地などについては、土地の再整備は不要である。仮にここも区画整理しようとする、土地の整備の必要がないにもかかわらず負担金を請求するなどということとなり、同意を得られない可能性が高い。</p> <p>そのような状況を回避するための工夫として、既に整備された区域を虫食いの外し、区画整理を行いたい地権者だけを集めて組合を立ち上げるというやり方があるということである。今回の対象区域もそのような形で区画整理が行われたものと理解している。</p> <p>(質疑応答はここまで)</p>
会長	<p>議事(2)について、続けて説明していただきたい。</p>
経営課長	<p>※下水道事業の審議対象事業(自主財源確保促進事業、下水道管渠布設事業、雨水浸透化事業、下水道ストックマネジメント事業)の進捗状況について、資料2-3の6~9ページに基づき説明。</p> <p>(以下、質疑応答)</p>
委員	<p>資料6ページのイルミネーションマンホールについては、他市に事例が広がっているのか。</p>
経営課長	<p>大阪市が、大阪万博の開催に合わせて導入したと聞いている。</p> <p>(質疑応答はここまで)</p>
会長	<p>議事(2)について、続けて説明していただきたい。</p>
経営課長	<p>※水道事業及び下水道事業の経営状況と類似団体との比較について、資料2-3の5ページ及び10ページに基づき説明。</p> <p>(以上について、質疑なし)</p>
会長	<p>会議終了後に質問や意見が生じた場合は、議事(1)と同様に「質問・意見書」に記入し、ご提出いただきたい。</p> <p>議事(2)の審議はここまでとする。</p>

	<p>(3) その他</p>
<p>会長</p>	<p>議事(3)について、事務局から何か説明はあるか。</p>
<p>経営課主幹</p>	<p>※次回会議の開催日時が11月25日午後2時からであることを説明。</p> <p>(以上について、質疑なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、本日の議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しする。</p>
<p>副会長</p>	<p>4. 閉会(事務局により進行)</p> <p>閉会挨拶</p>